

【平成 29 年度事業】

第2回 商工会議所版住宅リフォーム助成制度のご案内

藤沢商工会議所では、会員事業所の振興発展及び受注促進を図り、併せて組織率の向上を図ることを目的に、藤沢市が実施する住宅リフォーム助成金（3万円）の交付決定者に対して、当所独自に助成する制度を藤沢市住宅リフォーム成事業と連動して、平成29年度事業として限定的に実施します。



商工会議所の住宅リフォーム助成制度は、藤沢市の住宅リフォーム助成金交付決定者が、藤沢商工会議所会員事業所に発注して施工する場合に限り、1万円から3万円を助成します。

藤沢市住宅リフォーム助成制度を利用してリフォームをお考えの方は、会員事業所にご依頼ください！

※助成金交付の流れは、裏面をご覧ください

【助成対象】

助成の対象となるのは、藤沢市住宅リフォーム助成金交付決定者が発注した施工業者が、下記のいずれかに該当する事業所となります。

- ①申請者の交付決定日現在において当所会員事業所で、会費を延滞なく完納していること
- ②申請者の交付決定日現在において非会員の場合は、前年度及び当該年度の年会費2口以上を納入し、新たに会員となったもの

【助成の金額】

助成額は、施工を依頼する業者の当所会員加入口数が1口の場合1万円、2口の場合2万円、3口以上は3万円を助成し、藤沢市の助成額に上乗せすることで4万円～6万円の助成が受けられることとなります。

※工事（見積）を依頼する際に、当所加入状況が不明な場合は、お問合せください。また、リフォーム工事を実施する時点で非会員であると助成できませんので、ご注意ください。

【助成金交付の流れ】

- ①当所の助成を受けようとする者は、当所が定める交付申請書（様式1号）に、市が発行した交付決定通知書の写し及び見積書（市提出の写しでも可）を添付し商工会議所に提出。
- ②商工会議所は、提出書類を審査し助成金交付額が決定したときは、交付決定通知書（様式2号）を申請者に通知。
- ③交付決定者は、交付請求書（様式3号）に藤沢市に提出した実績報告書の写し及び領収書または請求書（いずれも市提出の写しでも可）を添付し請求。
- ④商工会議所は、提出された実績報告書等の書類が適正であると確認した後、交付決定者が指定（交付請求書記載）する金融機関に助成金を振込む。

※助成対象工事及び対象住宅は藤沢市に準じます。

（お問合せ先） 〒251-0052 藤沢市藤沢 607-1

藤沢商工会議所 業務課 ☎0466-27-8888

【申請から支給までの流れ】

